

判定の方法について

※ 判定が難しい場合には、無理に判定は行わず、自由意見の欄に御意見をお願いいたします。

I 判定に当たっての視点は、情報収集の視点と同じとし、以下の三点とします。

①、②、③それぞれについて、該当すると思われるものには「○」、該当しないと思われるものには「×」、どちらも言えないものには「△」を御記入ください。

①健康被害の未然防止の視点

現在、健康被害は生じていないが、都の実態調査における汚染実態や外国等での健康被害の発生状況などから、将来、都民への影響が考えられる。

②危害の拡大防止の視点

以前から危害が知られていたり、あるいは、危害は顕在化していないが健康被害の端緒が見られており、迅速かつ的確な対応を図ることにより、被害を最小限にとどめることができる可能性がある。

③都民への正しい情報提供の視点

リスクの程度や健康影響についての情報が必ずしも十分に提供されていないために、都民生活に不安や影響を及ぼす恐れがあることから、正しい情報提供が必要である。



II ①～③のいずれかに「○」がついた場合、④についても御検討をお願いします。

(①～③のいずれにも「○」がつかなかった場合は、④以降の作業は行いません。)

④評価委員会での検討に見合う情報があるか（量・質等において）

※国や海外等における対応状況や情報源の信頼性等を判断の要素として「○」か「×」を御記入ください。



III ④で「○」がついた場合、⑤、⑥についても御検討をお願いします。

⑤評価委員会での総合的な検討の必要性があるか（情報提供の手法も含め）

※評価委員会（本委員会）での検討の必要性について、「○」か「×」を御記入ください。
なお、「○印」がついたもののうち、評価委員会で検討すべきと感じる情報を3つお選びいただき、上位から順に1～3の番号をお付けください。

⑥緊急な情報提供の必要性があるか（特に都民に対し）

情報提供の必要性について、情報の質、都民生活との関係等を判断の要素として「○」か「×」を御記入ください。

(例) 限られた情報であるため、現時点で情報提供すると混乱を招くと考えられる→×
都民生活に密着しており、提供することで特に都民の利益につながると考えられる→○

※その他、お気付きの点などがありましたら、一番右の「自由意見」の欄に御意見をお願いいたします。